託児サービス利用申込書

（宛先）埼玉県立職業能力開発センター所長

職業訓練受講期間中に係る託児サービスの利用について、以下のとおり申し込みます。

利用決定後は必ず託児サービスを利用します。

令和８年度

希望講座名	No.	（　　月開講）	
受講者（保護者） 氏　　名	（ふりがな）	自宅電話	
		携帯電話	
受講者（保護者） 住　　所	（ふりがな）	緊急連絡先※	（関係　　）
		緊急電話番号	

●託児サービス利用対象児童（就学前の児童に限る）

※緊急連絡先は、確実に連絡が取れる連絡先を記入してください

	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	入校日の年齢	性別
利用対象 児童①		平成 令和　　年　　月　　日生	歳　　か月	男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				
利用対象 児童②	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	入校日の年齢	性別
		平成 令和　　年　　月　　日生	歳　　か月	男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				
利用対象 児童③	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	入校日の年齢	性別
		平成 令和　　年　　月　　日生	歳　　か月	男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				

託児サービス利用希望（訓練受講）期間	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日まで （訓練受講期間中に利用対象児童が就学する場合はその前日まで）
託児サービスの利用理由 （右記①～③全てに該当する方以外はお申込みできません。）	①就学前の児童の保護者であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない。　□はい　□いいえ ②同居親族その他の者が当該児童を保育することができない。　□はい　□いいえ ③現在、年契約又は月極め契約で、別の保育施設に当該児童を預けていない。　□はい　□いいえ

●家庭の状況（同居の方に限る）

（ふりがな） 氏　　名	利用対象 児童との続柄	生年月日	職業	備考

確認事項　**受入児童数を超えて応募があった場合は、託児サービスを利用できない場合があります。**

□託児サービスが利用できない場合、訓練を受講しません。　□託児サービスが利用できない場合でも、訓練を受講します。

（この欄に記載した内容が、選考試験結果に影響することはありません。）

託児サービス利用確認欄	公共職業安定所受付印
□ 上記託児利用の３項目の条件について、本人に確認済み	

注　太枠内を記入してください。（提出された利用申込書は、合否にかかわらず返却しません。）

注　入校願書と一緒に提出してください。

注　応募者の個人情報は、公共職業訓練に係る業務に限って利用し、他の目的に利用することはありません。

（訓練実施機関及び託児サービス提供機関には情報提供します。）

切取り線